

議案第25号

北上市景観条例の一部を改正する条例

北上市景観条例（平成21年北上市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（届出を要しない行為） 第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める届出を要しない行為は、次に掲げる行為のうち、規則で定めるものとする。 （1）・（2）〔略〕 （特定届出対象行為） 第11条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為のうち、<u>同条第7項各号</u>に掲げる届出を要しない行為を除いた行為とする。	（届出を要しない行為） 第10条 法第16条第8項第12号の条例で定める届出を要しない行為は、次に掲げる行為のうち、規則で定めるものとする。 （1）・（2）〔略〕 （特定届出対象行為） 第11条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為のうち、<u>同条第8項各号</u>に掲げる届出を要しない行為を除いた行為とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

令和8年9月3日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

景観法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。